

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和5年11月17日から令和6年3月18日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年11月17日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 リブホール迫町店

所在地 下関市彦島迫町三丁目3054

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社サンリブ	北九州市若松区本町二丁目17番1号	菊池 毅

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
マルショク迫町店	リブホール迫町店	令和5年11月1日

4 届出年月日

令和5年11月2日